

趣旨

「栃木県デジタル社会形成推進条例」の施行及び「とちぎデジタル戦略」の改定等を踏まえ、栃木県Society5.0戦略本部の体制を見直すもの。

経緯等

R2.4.21まで	栃木県情報化推進本部において、経営管理部を所管する副知事を本部長（CIO）に任命 （参考）栃木県情報セキュリティ委員会において、経営管理部を所管する副知事を最高情報セキュリティ責任者（CISO）に任命
R2.4.22	栃木県情報化推進本部を栃木県Society5.0戦略本部に改正、総合政策部を所管する副知事をCDOに任命（CIOについては定義なし）（参考）CIO→CDOは、陳内フェローの助言
R3.4.1	CMO任命（CDOの役割をベースにCMOを設置）、Society5.0戦略本部設置要綱からCDOの記載を削除
R6.4.1	栃木県デジタル社会形成推進条例施行
R8.3	とちぎデジタル戦略改定（予定）

対応方針案

- ・ 「**栃木県Society5.0戦略本部**」を「**栃木県デジタル社会形成推進本部**」に改正
- ・ 総務省「自治体DX推進のための外部人材スキル標準」に基づき、本部内でCIO（最高情報統括責任者）及びCIO補佐官を任命し、役割を整理

- ・ Society5.0戦略本部設置要綱を廃止（R8.3.31）
- ・ CMO設置要綱を改正（R8.4.1施行）

役割

役名	Society5.0戦略本部（現在）	デジタル社会形成推進本部（改正後）
本部長	経済発展と地域課題の解決を両立できる社会（Society5.0）を見据え、デジタル化施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、本部の活動を統括し方針・意思決定を行う。	全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受し、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に向け、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に推進するため、本部の活動を統括し方針・意思決定を行う。
副本部長	本部長の任務を補佐する。	同左
CIO	－	経営戦略の一部としてのDX 戦略の立案・実行、デジタル技術等に関する専門的な知識・経験に基づく経営戦略の提案、デジタル技術を活用した組織や業務プロセスの改革、組織のIT 資産（人材、ハードウェア、ソフトウェアなど）の管理、職員のデジタルスキルの向上、調達の最適化、データの利活用などに関して、庁内マネジメントの中核を担う。 → 総合政策部を所管する副知事をCIOに任命
CIO補佐官	－	デジタル技術等に関する専門的な知識・経験を基に、CIO に対して助言等を行い、CIO の任務を補佐する。 → CMOをCIO補佐官に任命

CMO（チーフマーケティングオフィサー）の設置に関する要綱

	改正前	改正後
CMO	本県におけるデジタルトランスフォーメーション等を推進するにあたり、デジタル化に関する最新の情報を収集・分析し、政策立案を補佐、助言する。	同左
CDO （チーフデジタルオフィサー）	－（※令和2年2月17日の本会議において、「本県のデジタルトランスフォーメーションを推進する司令塔として、外部人材をCDOを兼ねたCMOに登用し、政策課題や職員の意識改革、業務改革等について、マーケティング的思考やデジタル技術に基づく適切な助言をいただくなど、その知見等の積極的な活用を図ってまいります。」と説明）	新技術や様々なデータを活用した部局横断的な政策立案を補佐、助言する。 → CMOが兼務

<参考> 栃木県情報セキュリティ委員会※行課所管「栃木県情報セキュリティ対策基準」

CISO	本県における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理並びに情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。（経営管理部を所管する副知事を任命）
------	---

栃木県デジタル社会形成推進本部設置要綱（案）

（目的）

第1条 全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受し、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に向け、デジタル社会の形成に関する施策（以下「デジタル化施策」という。）を総合的に推進するため、デジタル社会形成推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） デジタル化施策の推進に係る総合調整に関すること。
- （2） デジタル化施策の推進に係る企画及び調査研究に関すること。
- （3） その他デジタル化施策の推進に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 総合政策部を所管する副知事を、デジタル社会の形成に関する部局横断的な政策立案（業務改革を含む）及び情報システム等の統括を行う最高情報責任者（C I O）とする。
- 5 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 CMOを、専門的知見から最高情報責任者（C I O）の支援を行うC I O補佐官とする。

（幹事会）

第4条 推進本部の所掌事務について検討するため、栃木県デジタル社会形成推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、総合政策部デジタル戦略課長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、経営管理部行政改革ICT推進課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議の招集等）

第5条 推進本部の会議は本部長が、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 本部長又は幹事長は、必要に応じて関係者に対し、それぞれが主宰する会議への出席を要請し、意見を聞くことができる。

（部会）

第6条 推進本部は、デジタル化施策の推進に当たり、部局横断的な調整が必要な個別事項について検討をさせるため、必要に応じ部会を設けることができる。

- 2 前項の部会の設置については、推進本部において定めるものとする。

(事務局)

第7条 推進本部及び幹事会に関する事務は、総合政策部デジタル戦略課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和8(2026)年4月1日から実施する。
- 2 栃木県 Society5.0 戦略本部設置要綱(令和2(2020)年4月22日制定)は、廃止する。

別表1(第3条関係)

職 名
CMO、総合政策部長、経営管理部長、生活文化スポーツ部長、保健福祉部長、環境森林部長、産業労働観光部長、農政部長、県土整備部長、危機管理防災局長、会計局長、企業局長、教育長、警察本部長、東京事務所長

別表2(第4条関係)

職 名
総合政策部総合政策課政策企画監、政策調整監、経営管理部財政課総務主幹、人事課主幹、生活文化スポーツ部県民協働推進課総務主幹、保健福祉部保健福祉課総務主幹、環境森林部環境森林政策課総務主幹、産業労働観光部産業政策課総務主幹、農政部農政課総務主幹、県土整備部監理課総務主幹、危機管理防災局危機管理課総務主幹、会計局会計管理課主幹兼課長補佐(総括)、企業局経営企画課総務主幹、教育委員会事務局教育政策課総務主幹、警察本部調査官兼警務課次長、東京事務所次長

CMO（チーフマーケティングオフィサー）の設置に関する要綱 新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>CMO（チーフマーケティングオフィサー）の設置に関する要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 知事は、本県におけるデジタルトランスフォーメーション等を推進するにあたり、デジタル化に関する最新の情報を収集・分析し、政策立案を補佐、助言させるため、CMOを設置することができる。</p> <p><u>2 CMOは、最高デジタル責任者であるCDO（チーフデジタルオフィサー）としての職務を併せて行う。</u></p> <p>第3条～第9条 略</p>	<p>CMO（チーフマーケティングオフィサー）の設置に関する要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 知事は、本県におけるデジタルトランスフォーメーション等を推進するにあたり、デジタル化に関する最新の情報を収集・分析し、政策立案を補佐、助言させるため、CMOを設置することができる。</p> <hr/> <p>第3条～第9条 略</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和8（2026）年4月1日から適用する。